

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルスによる影響を受けた商店街等において、空き店舗を活用した商店街等の機能の維持と活性化の取組を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）商店街等

小売業またはサービス業等を営む相当数の店舗等が主体となって近接して事業を営み、地域の買い物やコミュニティの場として認識されている区域であって、その中に人または車が常時通行できる道路を包含するものをいう。

（2）事業実施団体

商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店会、商工会、商工会議所、まちづくり会社、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人（地元商店街等と連携して事業を実施することが確実な場合のみ）など、商店街等の活性化に取り組む団体をいう。

ア 商店街振興組合、事業協同組合

商店街振興組合及び事業協同組合には各々連合会も含むものとする。

イ 任意の商店会

商店街等において小売業またはサービス業を営む10店舗以上が集団形態をとり、共同事業等の活動を行うための規約等を制定している任意組織団体で、商店街等活性化のため適当と知事が認めるものをいう。

ウ まちづくり会社

中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項第7号の特定会社もしくは一般社団法人等（市町村が出資している第三セクター）、その他商店街等活性化のため適当と知事が認めるものをいう。

エ 特定会社、一般社団法人

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号または第2号に規定するものとする。

オ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人とする。なお、商店街等活性化のため、地元商店街等と連携して事業を実施することが確実な場合に限る。

（3）事業実施団体等

前号の規定による事業実施団体、補助事業に係る空き店舗の所有者、空き店舗の入居者をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 事業実施団体に交付する補助金の交付対象は、事業実施団体が空き店舗の活用事業に要する賃借料とし、補助金交付の対象として、県が必要と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

- 2 令和2年4月16日(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言)以降、交付決定の間における事業に要する賃借料について、書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の交付の対象とする。
- 3 補助率は、前項に規定する賃借料に要する費用の12分の10以内とする。
- 4 補助対象期間は、最大3ヶ月とする。
- 5 補助上限額は、1月あたり250,000円以内とする。
- 6 その他必要な事項は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による「令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金交付申請書」(以下、「補助金交付申請書」という。)に、必要な書類(以下、「添付書類」という。)を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
 - (1) 収支予算書(様式第2号)
 - (2) 補助事業計画書(様式第3号)
 - (3) 空き店舗の賃貸借契約書等の写し
 - (4) 市町村からの意見書(様式第4号)
 - (5) 位置図
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規程による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第5号による「令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金交付決定通知書」を事業実施団体に通知するものとする。

- 2 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 事業実施団体は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受理した日から10日以内に、様式第6号による「令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金交付申請取下書」を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 事業実施団体は、補助事業にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施団体は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（第9条の規定により廃止の承認を受けた場合も含む）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容または経費の変更)

第8条 事業実施団体は、補助事業の内容または経費を変更するときは、あらかじめ様式第7号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る補助事業の内容・経費の変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の20パーセント未満の減額、または補助金交付申請額の変更を伴わない増額をする場合。

(2) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、補助事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 事業実施団体は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第8号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第10条 事業実施団体は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第9号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る補助事業の遅延等報告書」を提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第11条 事業実施団体は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに、様式第10号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る補助事業の実施状況報告書」を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 事業実施団体は、補助事業が完了したとき、または、第9条の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第11号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る補助事業実績報告書」に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による添付書類は、以下のとおりとする。

- (1) 収支精算書（様式第12号）
- (2) 補助事業実績書（様式第13号）
- (3) 事業実施を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金に係る額確定通知書」により補助事業者へ通知する。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業実施団体は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第15号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金精算払（概算払）請求書」を知事に提出しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、概算払いの方法により補助金の支払をすることができる。

4 事業実施団体は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第15号による「令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金精算払（概算払）請求書」に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類
- (2) 空き店舗等に係る賃貸借契約書の写し

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業が適切に実施されていないと認められるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者へ命ずることができる。

(交付決定の取り消し等)

第16条 知事は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があったときは、第5条の交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または変更することができる。

2 知事は、次の各号に該当する場合は、第5条の交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または変更することができる。

(1) 事業実施団体等が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく処分もしくは指示に違反し、知事が不相当と認める場合。

(2) 事業実施団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 事業実施団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。

(5) 事業実施団体が、第5条第2項に基づき知事が定めた交付決定に際しての条件を満たすことができなかつた場合、もしくは満たせないことが明らかになった場合。

3 知事は、第1項及び第2項の規程による取り消しまたは変更を行った場合において、期限を付して、既に交付した補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

4 前項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納にかかる期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

5 知事は、第3項に基づき補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第17条 事業実施団体は、第4条の規定に基づき補助金の交付申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入にかかる消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 事業実施団体は、第12条に基づく実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 事業実施団体は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第16号による「消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書」を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第16条第4項の規程を準用する。

(権限の委任)

第19条 本要綱及び規則に基づく知事の権限は、所轄の福島県地方振興局長に委任する。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

別表

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金

事業名	事業内容	補助対象 (事業実施団体)	補助対象経費	補助率等	補助金交付の要件等
令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金	新型コロナウイルスによる影響を受けた商店街等において、事業実施団体が空き店舗を活用して商店街等の活性化を図る取組を行う場合に、空き店舗活用にかかる賃借料の一部を補助することにより、商店街等の機能の維持や活性化を支援することを目的とする。	商店街振興組合 事業協同組合 任意商店会 商工会 商工会議所 まちづくり会社 特定会社 一般社団法人 特定非営利活動法人（NPO） など商店街の活性化に取り組む団体 ※NPOについては、地元商店街等と連携して実施することが確実な場合のみ。	空き店舗を活用して商店街等の活性化を図る場合の賃借料等	補助率：10/12 補助上限：月 250,000 円 (3ヶ月で 750,000 円) 補助期間：最大 3ヶ月	○新型コロナウイルスに対応した空き店舗の活用であること。 ○交付申請に当たっては、市町村の意見書を添付すること。 ○その他補助金や支援制度等において、重複して補助を受けていないこと。

様式第1号

番 号
年 月 日

地方振興局長

住所

事業実施団体名

代表者名

印

令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)

補助金交付申請書

令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金交付
要綱第4条第1項の規程に基づき、上記補助金の交付について申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金交付申請額
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
様式第3号「補助事業計画書」のとおり
- 4 補助事業着手予定年月日
- 5 補助事業完了予定年月日

様式第2号

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
県補助金				
自己資金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
計				

様式第3号

補助事業計画書

(令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応))

1 事業実施団体の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地

2 空き店舗対策事業の全体計画、事業の必要性

- (1) 商店街等や入居者への新型コロナウイルスの影響

- (2) 商店街等の空き店舗の状況

- (3) 空き店舗対策の内容

4 事業内容

- (1) 用途

- ① 新規創業者店舗
- ② 一般店舗
- ③ 商店街の魅力向上に寄与する施設(内容:)

- (2) 契約の内容等

- ① 所在地

※ 場所が特定できる地図(住宅地図等)を添付。

- ② 面積 坪
- ③ 構造・築年数等
- ④ 月額賃借料 × 実施(補助要望)月数
- ⑤ 坪単価 円/坪(周辺の相場 円/坪)
- ⑥ 中・長期的な見通し

(3) 入居者等の概要

- ① 業種
- ② 氏名（法人名）
- ③ 店名
- ④ 開店日
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 定休日（休館日）
- ⑦ 改修経費（見込み）

5 指導・助言の方針等

6 事業実施団体における資金調達の見込み

7 経費の配分

(単位：円)

事業種目	補助事業 に要する 経費	負 担 区 分			備 考
		事業実施団 体負担額	空き店舗等 への入居者 の負担額	補助金 申請額	
計					

様式第4号

年 月 日

福島県知事 様

市町村長名

印

令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)
に係る市町村意見書

事業実施団体名	
入居事業者名	

補助事業及び事業実施団体への意見	
当該事業は、商店街等の活性化の取組として、	
適している	・ 適していない
その理由 []	

(市町村名) _____

(担当部署) _____

(担当者名) _____

(電話番号) _____

(メールアドレス) _____

番 号
年 月 日

様

地方振興局長

印

令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)
補助金交付決定通知書

令和2年 月 日付けで交付申請のありました令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金につきましては、次のとおり交付することを決定しましたので、同補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定日

令和2年 月 日

2 補助金の交付の対象となる事業

令和2年 月 日付けで交付申請のあった令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金交付申請書の記載のとおりとする。

3 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

様式第6号

年 月 日

地方振興局長 様

住所
事業実施団体名
代表者名 印

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
交付申請取下書

令和2年 月 日付けで交付決定通知のあった令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金の交付申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、交付要綱第6条の規定に基づき届出します。

記

1 補助事業の名称

2 交付申請の取下理由

様式第7号

年 月 日

地方振興局長 様

住所

事業実施団体名

代表者名

印

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
に係る補助事業の内容・経費の変更承認申請書

令和2年 月 日付けで交付決定通知のあった令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金の交付申請については、事業内容を下記のとおり変更したいので、交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 変更する事業の名称

- 2 変更の理由

- 3 変更の内容

年 月 日

地方振興局長 様

住所
事業実施団体名
代表者名 印

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
に係る補助事業の中止（廃止）申請書

令和2年 月 日付けで交付決定通知の令和2年度活力ある商店街支援
事業（新型コロナウイルス対応）補助金の交付申請については、事業を下記のと
おり中止（廃止）したいので、交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）の内容
- 4 補助事業中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

地方振興局長 様

住所

事業実施団体名

代表者名

印

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
に係る補助事業の遅延等報告書

令和2年 月 日付けで交付決定通知のあった令和2年度活力ある商店
街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金の交付申請について、交付要綱第
10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に対して取った措置
- 4 補助事業の遂行と完了予定日
- 5 遅延が事業に及ぼす影響

様式第10号

年 月 日

地方振興局長 様

住所

事業実施団体名

代表者名

印

令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
に係る補助事業の実施状況報告書

令和2年 月 日付けで交付決定通知のあった令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）について、交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施状況

様式第 1 1 号

年 月 日

地方振興局長 様

住所

事業実施団体名

代表者名

印

令和 2 年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金
に係る補助事業実績報告書

令和 2 年 月 日付けで交付決定通知の令和 2 年度活力ある商店街支援
事業（新型コロナウイルス対応）補助金について、交付要綱第 1 2 条第 1 項の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 事業実施期間

開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日

3 補助事業の実施状況

(1) 事業の実施状況

(2) 事業経費の状況

収支精算書（様式第 1 2 号）、

事業実績書（様式第 1 3 号）

様式第12号

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
県補助金				
自己資金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	変更予算額	比較増減	備 考
計				

様式第13号

補助事業実績書

(令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応))

1 事業実施団体

2 実施した事業の具体的な内容

3 事業を実施したことによる効果

4 経費の配分

(単位:円)

事業種目	補助事業 に要する 経費	負担区分			備考
		事業実施 団体負担額	空き店舗等 への入居者 の負担額	補助金 申請額	
計					

様式第 1 4 号

番 号
年 月 日

様

地方振興局長

印

令和 2 年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)
補助金に係る額確定通知書

令和 2 年 月 日付けで実績報告のありました令和 2 年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)補助金につきましては、同補助金交付要綱第 1 3 条の規定により補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 確定額

金 円

2 精算

- (1) 概算払済額 円
- (2) 差引交付額 円
- (3) 補助金交付予定日 年 月 日

様式第15号

番 号
年 月 日

地方振興局長 様

住所
事業実施団体名
代表者名 印

令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)
補助金精算払(概算払)請求書

令和2年 月 日付けで交付決定、令和 年 月 日付けで額の
確定がありました令和2年度活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対
応)補助金について、交付要綱第14条第2項の規定に基づき請求します。

記

事業費		適用
交付決定額 (A)	円	
受領済額 (B)	円	
今回請求額 (C)=(A-B)	円	
差引残額 (A-B-C)	円	

年 月 日

地方振興局長 様

住所

事業実施団体名

代表者名

印

消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 2 年 月 日付けで交付決定通知、 年 月 日付けで額確定のあった令和 2 年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）について、交付要綱第 18 条第 1 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金（確定した額）補助事業者名及び交付決定年月日
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

_____円

(注) 1 積算の内訳を添付すること。